

医療機関の皆さまへ

横浜市保健所長

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（感染症法）
施行令等の一部を改正する政令の施行等について（通知）

日ごろから、横浜市の感染症対策に御協力いただき厚くお礼申し上げます。

ジカウイルス感染症（ジカ熱）への対応については、平成 28 年 1 月 27 日付健健安第 2001 号にてご依頼させていただいたところ です。

このたび、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行令及び検疫法施行令の一部を改正する政令（政令第四一号）等が公布され、平成 28 年 2 月 15 日から施行される件等について厚生労働省から通知がありましたので、お知らせします。

1 改正の概要

- (1) **ジカウイルス感染症**について、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 6 条第 5 項第 11 号の規定により政令で定める**四類感染症**に追加すること。

届出事項：患者の氏名、生年月日、住所、保護者氏名等の 10 項目

届出期限：医師は**診断後直ちに**最寄りの福祉保健センターに届出

- (2) **ジカウイルス感染症**について、検疫法（昭和 26 年法律第 201 号）第 2 条第 3 号の規定により政令で定める検疫感染症に追加し、検疫所での診察及び検査の対象とすること等。

2 施行期日

平成 28 年 2 月 15 日

3 その他

- (1) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 12 条第 1 項及び第 14 条第 2 項に基づく届出の基準も一部改正され、2 月 15 日から適用になっております。ジカウイルスの届出基準・届出様式は横浜市衛生研究所（感染症情報センター）のホームページに掲載しておりますので、ご参照ください

<http://www.city.yokohama.lg.jp/kenko/eiken/idsc/infection/todoke.html#todokesaki>

- (2) 「ジカ熱に関する情報提供及び患者への対応について（依頼）」
（平成 28 年 1 月 27 日 健健安第 2001 号）

<http://www.city.yokohama.lg.jp/kenko/hokenjo/genre/kansensyo/pdf/infectious-disease/h28zika-tuuti.pdf>

【担当】

横浜市保健所 健康安全課 健康危機管理担当

電話：6 7 1－2 4 6 3（平日 8:30～17:15）

6 6 4－7 2 9 3（上記時間外：緊急通報ダイヤル）

FAX：6 4 1－6 0 7 4

E-mail：kf-kenkoukiki@city.yokohama.jp